

家庭内暴力加害者の認知および保護者教育支援と更生の要点

衛生福利部 民国 105 年（2016 年）8 月 1 日衛部心字第 1051760873 号公文書公布

一、実施対象：裁判所が仔細に斟酌した結果、家庭内暴力行為の事実があると認定され、かつ裁判官が加害者更生プログラムー認知または保護者教育支援を完了するよう被申立人に命令することを裁定する必要があると認めた者。

二、課程の目標：加害者の暴力に対する認知を効果的に改善し、家庭内暴力の再犯を低減する。

三、課程の性質：再犯の予防を主軸とする。

四、課程の内容

（一）認知教育支援

1. 個人または家族の目標の再確認。
2. 暴力の本質と暴力の影響の認識。
3. 感情的・精神的症状。
4. プレッシャーの管理。
5. 共感訓練と暴力に依らないコミュニケーション。
6. 性別の尊重と家庭関係。
7. 禁酒教育。
8. 家庭内暴力防止に関連する法規課程。

（二）保護者教育支援

1. 児童および少年の心身の発達に対する理解。
2. 保護者の役割、責任と子供の養育スキル。
3. 児童および少年の不当な対応または暴力目撃の心身の発達に対する影響。
4. 家族からのプレッシャーの管理。
5. 家族制度と家族力動。
6. 社会的資源の理解と活用。
7. 児童および少年の福利と權益保障法および家庭内暴力の防止に関連する法規。

五、実施週数：加害者の危険性および暴力行為と飲酒の関連性などから鑑み、以下の通り実施する。

（一）12 週間：危険性が低く、かつ飲酒問題を伴わない。

（二）18 週間：危険性は低いが、飲酒問題を伴う。

（三）24 週間：中から高程度の危険性。

六、推奨する費用基準

(一) 完全無償。

(二) 状況に応じて費用を徴収するが、プログラム一回あたり 300 元以下を原則とする。ただし、加害者に更生プログラムを受ける意向があり、かつ監督官庁の調査によりその者が実際に生活困窮状態にあると認定された者は、家庭内暴力加害者更生プログラム規範第十七条を根拠として、規定に基づき直轄市、県（市）の監督官庁に更生プログラムの一部の費用の補助を申請してもよい。

家庭内暴力加害者の認知と保護者教育支援実施者の資格条件 および研修課程の基準

衛生福利部 民国 105 年（2016 年）8 月 1 日衛部心字第 1051760873 号公文書

一、実施者の資格

- (一) 医師。
- (二) 心理士。
- (三) 看護師。
- (四) ソーシャルワーカー。
- (五) 保護観察官。
- (六) 少年調査官（日本の家庭裁判所調査官に当たる職務）。
- (七) 少年保護官（日本の保護司に当たる職務。ただしボランティアではない）。
- (八) スクールカウンセラー。
- (九) その他家庭内暴力防止関連の専門の訓練（研修）を受けたことがあり、かつ家庭内暴力防止業務の実務に少なくとも 3 年以上従事し、並びに直轄市、県（市）の監督官庁の認定を得た者。

二、実施者の研修履修時間

- (一) 実務経験に基づき、初回更生実施者（入職前）、5 年未満の者および 5 年以上の者に区分する。
 - 1. 初回更生実施者（入職前）：初回更生実施前に家庭内暴力加害者の認知および保護者教育支援実施者研修課程の基準時間表（詳細は添付文書の通りで、以下、課程の基準という）に定める必修科目を少なくとも 21 時間受け、並びにグループ観察および指導科目に少なくとも 12 回、毎回 2 時間参加しなければならない。
 - 2. 更生実施の実務経験が 5 年未満の者：毎年、課程の基準が定める選択科目を少なくとも 6 時間、家庭内暴力防止と関連する事例検討科目を少なくとも 3 時間、および監督・指導を少なくとも 3 時間受けなければならない。
 - 3. 更生実施の実務経験が 5 年以上の者：毎年、課程の基準が定める選択科目を少なくとも 6 時間受けるか、その他家庭内暴力防止業務と関連する実務報告書または論文の発表を行わなければならない（1 本でその年度の選択科目 6 時間分相当とすることができる）。
- (二) 実施者が精神科臨床に従事する場合、関連証明書類を添付のうえ、衛生福利部に特別な処理を要する事項として履修時間の差し引きを申請してもよい。
- (三) 実務報告書の発表プラットフォームを担当する機関（構）は衛生福利部が担当し、衛生福利部の委託により担当する、または認可された者である。

(四) 論文発表は筆頭著者または責任著者のみが認定される。

(五) 更生実施者の監督・指導を受け持つ、または必修、選択科目で講義する専門の学者は、毎年の選択課程時間6時間分相当とすることができる。

三、研修課程の内容

(一) 必修科目：認知または保護者教育支援の核心的な問題に対する理解に重点を置く。

(二) 選択科目：各問題の研究、グループ支援の知識およびスキルの向上に重点を置く。

(三) 更生実施者は必修および選択科目、およびグループ観察と指導訓練を完了しなければ、加害者の認知または保護者教育支援のグループ業務を行うことができない。

四、研修課程時間

課程の分類	課程のテーマ	時間
認知教育支援 必修科目	暴力の本質、影響の認識と危険評価	3時間
	精神科的症状/疾病と家庭内暴力	2時間
	気分とプレッシャーの管理	3時間
	共感訓練と暴力に依らないコミュニケーション	3時間
	男女平等と家庭関係	3時間
	家庭内暴力と薬物乱用	2時間
	強迫性事例の処理スキル	3時間
	家庭内暴力防止に関連する法令	2時間
	認知教育支援のグループ観察および指導	観察および指導科目はそれぞれ少なくとも12回、毎回2時間
	保護者教育支援 必修科目	児童および少年の心身の発達に対する理解
保護者の役割、責任と子供のしつけのスキル		3時間
児童および少年の不当な対応または暴力目撃の心身の発達に対する影響		3時間
家族からのプレッシャーの管理		3時間
家族制度と家族力動		3時間
社会的資源の理解と活用		3時間
児童および少年の福利と権益保障法および家庭内暴力防止に関連する法規		3時間
選択科目	家庭内暴力更生のための集団力動	科目および時間はワークショップを担当する機関(構)が状況に応じ決定する。
	夫婦間暴力および児童少年保護事例(両者が一体となった問題も含む)の処理	
	加害者の再犯予防戦略	

課程の分類	課程のテーマ	時間
	被害者の安全計画 特殊事例の研究 各学派におけるメソッドのワークショップ 監督・指導者育成のテーマ 家庭内暴力防止のネットワーク機能と協力のメカニズム 加害者更生指導者の倫理的問題 加害者の認知行動矯正技術 家庭内暴力被害者の心理的プロセス 同居していない親密な関係の間の暴力（学校および学校以外などを含む）の更生 マルチジェンダーの親密な関係の間の暴力の更生 家庭内暴力のある家庭の保護者の問題 特殊児童少年の養育（例：注意欠陥多動性障害、その疾病に伴う精神疾病および知的障害など） 親子関係の再構築と修復 様々な家族形態における子供の養育（例：ひとり親家庭、祖父母による養育、多元的家族（婚姻や血縁関係がない家族）など）	
	その他、家庭内暴力防止と関連する問題（審査組織が認定する）	比較的重要な科目のテーマは本部が審査および認定し、並びにワークショップを担当する機関（構）が優先的に調整しなければならない。

五、研修実施機関（構）：以下の要件に1つ以上該当する者は、監督官庁の委託を受け研修計画を担当できる。

- (一) 登録した専門の社会団体または財団法人。
- (二) 大学の心理、カウンセリング支援、教育、犯罪防止、福祉とソーシャルワークなどに関連する学科および学部。
- (三) 登録した精神医療機構、精神衛生およびソーシャルワークに関連する専門学会、協会または同業組合。

六、講師の要件：以下の要件に1つ以上該当すること。

- (一) 授業のテーマと関連する大学の学科および学部の講師以上の資格を持つ者。

(二) 授業のテーマと関連する実務者で、かつ家庭内暴力防止の実務業務に従事した経験が5年以上ある。

(三) 観察・指導訓練・事例研究科目を行うグループの監督・指導を担当する者は、更生実務経験を持っていること。

七、研修方式：講師による授業、小グループでの討論、マルチメディア教育、事例検討、ロールプレイングおよび実務報告書または論文の発表などの方式を採用することができる。

八、研修課程修了の証明：更生者の研修を担当する機関（構）は本課程の基準に基づき、研修実施の1か月前に実施計画を添付のうえ、衛生福利部または衛生福利部が認可した機関（構）または各直轄市、県（市）の監督官庁に認証ポイントを申請し、並びに研修修了後、研修参加者に修了証書を発行する。なお証書には日付と公文書番号を明記しなければならない。